

<http://www.cww.net.cn/article?id=565067>

16 部門が「国家標準化発展綱要」の貫徹実行について文書を印刷配布

先頃、『国家標準化発展綱要』の貫徹実行に向けた行動計画の印刷配布に関する通知が正式に発表された。「国家標準化発展綱要」（以下、「綱要」）を貫徹実行し、2030 年末までの重点活動を明確にし、任務の実行を秩序正しく推進し、国のガバナンス体系およびガバナンス能力の現代化推進における標準化の基礎的・けん引的役割をよりよく発揮させるため、本行動計画を策定する。

一. **標準化活動の一元的推進を強化する。**「綱要」の貫徹実行のための関連政策を整備し、産業、地域、科学技術、貿易などの各種政策計画に標準化を積極的に組み入れ、標準化の関連要求との協調・連携を強化する。標準化活動の協調的推進のための指導体制を構築、整備する。第 14 次 5 年計画期間における質の高い発展の推進に向けた国家規格体系構築計画を制定、実施し、各地域、各関係部門は実際に策定された標準化の発展のための特別計画を踏まえて、経済と社会の質の高い発展を促進すべきである。（市場監督管理総局（国家標準化管理委員会）、国家発展改革委員会、工業情報化部、科学技術部、商務部、農業農村部などの部門と地方人民政府が職責に応じて責任を分担する。以下、いずれも地方人民政府が責任を負う必要があり、改めて列挙しない。）

二. **標準化と科学技術革新の有効な相互連携を強化する。**重大科学技術プロジェクトと標準化活動の連携体制を構築し、基盤・基幹技術および応用類の科学技術計画プロジェクトにより生み出された規格研究成果の比率に関する統計作業を行う。新たな国家科学技術計画の任務割当てにおいて基幹技術分野の規格研究を強化し、規格を重要なアウトプット指標として科学技術計画実施体系に組み入れる。規格研究を主とするプロジェクトにおける国家規格項目立ち上げ事前審査試行事業の実施を推進し、相互連携による発展を強化する。標準必須特許制度を整備し、規格と知的財産権の連携体制の構築を推進する。科学技術成果を規格に転化するためのサービスシステムを整備し、科学技術成果標準化サービスプラットフォームを構築し、国家標準化技術文書制度を整備する。中国科学院、中国工程院などの科学研究と高等教育機関による科学技術成果の規格への転化の推進を支援する。（科学技術部と市場監督管理総局（国家標準化管理委員会）が主導し、教育部、中国科学院、中国工程院、国家知識産権局などが職責に応じて責任を分担する。）

三. **設備製造業分野の規格の水準を引き上げる。**情報化と工業化の「2つの化（両化）」の融合や、スマート製造などの分野の産業の構造転換・高度化に関する規格体系の整備を加速する。数値制御工作機械、建設機械、船舶設備、農業機械などの重点分野をめぐって、ハイエンド設備製造の標準化による基盤強化事業を実施し、ハイエンド設備と情報技術、グリーン・低炭素、現代サービスが融合した複数の規格を制定し実施する。スマート製造、グリーン製造、サービス型製造などの分野の標準化試行事業を展開し、規格による設備製造のハイエンド化発展の促進の典型モデルを形成し普及・応用を進める。（市場監督管理総局（国家標準化管理委員会）と工業情報化部が主導し、各関係部門が職責に応じて責任を分担する。）

四. **現代サービス業の規格の支えを整備する。**現代流通システムの構築をめぐって、スマート物流、越境電子商取引（EC）、海外倉庫などの重点分野の複数の規格を開発し、複

合一貫輸送に関する規格体系を整備する。金融業のデジタル変革、金融リスク対策、金融消費者保護に関する国家規格の開発を強化し、グリーンファイナンスに関する規格体系の構築を加速する。宅配の安全生産と包装管理などに関する規格を整備する。サービス業の標準化に関する実証実験管理制度のさらなる整備を図る。(国家発展改革委員会、交通運輸部、商務部、中国人民銀行、市場監督管理総局(国家標準化管理委員会)、中国銀行保険監督管理委員会、中国証券監督管理委員会、国家鉄路局、国家郵政局などが職責に応じて責任を分担する。)

五. 消費財に関する規格の水準を継続的に引き上げる。消費財に関する規格の向上計画を策定し、内需拡大に対する規格の支えを整備する。消費財に関する安全規格の制定・改定を強化し、子ども用品および高齢者向け用品に関する規格の供給を強化する。食品品質に関する規格体系を整備する。消費財の品質等級付けに関する規格の構築を推進し、消費体験に関する規格の研究を強化し、消費材に関する規格について生産型から消費型への転換の推進を加速する。(工業情報化部、市場監督管理総局(国家標準化管理委員会)などが職責に応じて責任を分担する。)

六. 新興産業の規格の支えを強化する。新産業標準化パイロット事業を実施し、それぞれの産業の発展の趨勢と特徴に基づいて、関連分野の規格体系計画を分類別に策定し、重点規格の開発を推進する。(工業情報化部、科学技術部、市場監督管理総局(国家標準化管理委員会)が主導し、各関係部門が職責に応じて責任を分担する。)次世代情報技術と各産業の良好な相互作用と高度な融合をけん引する複数の国家規格群を集中的に開発する。新素材関連産業の規格体系の継続的な整備を図る。(工業情報化部が主導し、中国共産党中央サイバーセキュリティ情報化委員会弁公室、市場監督管理総局(国家標準化管理委員会)などが職責に応じて責任を分担する。)バイオ技術応用分野の規格の構築を推進する。AI 医療機器、新型バイオ医用材料、新型分子診断技術などの規格の開発推進を加速し、ハイエンド分野やイノベーション分野の医療機器に関する規格体系の一層の改良を図る。(市場監督管理総局(国家標準化管理委員会)、科学技術部、国家薬品监督管理局などが職責に応じて責任を分担する。)デジタル技術に関する規格の制定を強化し、デジタルの産業化と産業のデジタル化を推進する。データセキュリティやデータ取引に関する複数の規格を開発し、生産要素としてのデータ市場の育成・発展を促進する。(工業情報化部が主導し、中国共産党中央サイバーセキュリティ情報化委員会弁公室、科学技術部、市場監督管理総局(国家標準化管理委員会)などが職責に応じて責任を分担する。)

七. 産業チェーンの川上・川下の規格の有効な連携を促進する。標準化による重点産業チェーン安定化支援事業を実施し、機械、エレクトロニクス、紡績などの重点産業をめぐって、業界や分野を超えた産業チェーンの標準化をめぐる協調を強化する。設計、材料、製造工程、検査、応用などの重要段階、重要分野、重要製品に関する規格の開発および応用を強化する。(工業情報化部、市場監督管理総局(国家標準化管理委員会)などが主導し、各関係部門が職責に応じて責任を分担する。)

八. 新型インフラに関する標準化特別行動を実施する。産業用インターネット、自動車のインターネット(IoV)、エネルギーインターネット、時空情報などの新型インフラの計画、設計、建設、運営、グレードアップなどの規格の開発を強化する。イノベーションインフラに関する規格を積極的に発展させる。発展の基盤が良好でけん引効果が際立つ都市を選出し、新型インフラに関する規格の作成・応用を展開する。先端技術の標準化試行事業を推進し、融合インフラに関する規格の開発と実施を推進する。(中国共産党中央サイ

バーセキュリティ情報化委員会弁公室、国家発展改革委員会、工業情報化部、自然資源部、市場監督管理総局（国家標準化管理委員会）、住宅都市農村建設部、国家能源局などが職責に応じて責任を分担する。）

九. CO₂排出量ピークアウト・カーボンニュートラルに関する標準化向上事業を実施する CO₂排出量ピークアウト・カーボンニュートラルに関する標準計量体系の構築・整備に向けた実施計画を打ち出している。また、各分野の標準化活動の統制と調整を強化し、国家CO₂排出量ピークアウト・カーボンニュートラル標準化全体グループを編成する。CO₂排出量ピークアウトに関する基本一般規格の整備を加速し、重点産業のエネルギー消費上限、重点エネルギー消費製品のエネルギー効率に関する複数の強制国家規格を更新し、エネルギーの算定、検査認証、評価、監査などの関連規格を整備する。地域、重点産業、企業、製品のCO₂排出量算定報告書の検査に関する規格を制定する。重点産業および製品の温室効果ガス排出基準を制定する。新型電力システムに関する規格の構築を強化し、風力発電、太陽光発電、送配電、エネルギー貯蔵、水素エネルギー、先進原子力発電、化石エネルギーのクリーン・高効率利用に関する規格を整備する。生態系によるCO₂吸収源、CO₂回収・利用・貯留（CCUS）に関する規格を研究、制定する。CO₂排出量ピークアウトとカーボンニュートラルに関する標準化試行事業を展開する。グリーン公共機関の建設および評価に関する規格を分類別に確立する。（市場監督管理総局（国家標準化管理委員会）、国家発展改革委員会が主導し、中国共産党中央サイバーセキュリティ情報化委員会弁公室、工業情報化部、自然資源部、生態環境部、住宅都市農村建設部、交通運輸部、水利部、農業農村部、国家能源局、国家統計局、中国気象局、国家林業草原局、国家機関事務管理局などが職責に応じて責任を分担する。）

十. 生態系の保護と修復に関する規格体系を整備する。生態環境質およびリスク管理に関する規格を整備し、生態系の環境観測および環境保護、汚染物質排出に関する規格を制定、改定する。山岳・河川・森林・田畑・湖沼・草原・砂漠・氷河全体の観測、保護および生態系修復分野の規格の開発を強化し、エコ文明のための気象支援サービスに関する規格体系、ならびに国土空間の生態系保護および修復に関する規格体系を構築する。生物多様性保護および管理、生物安全性評価、生態系の状況のモニタリング評価、生態系の安定性評価、生態系リスク評価・早期警戒、生態系サービスなどの分野の規格を制定する。グリーン製品に関する規格を整備する。国立公園、自然保護地、生態系保護レッドラインに関する規格体系を構築する。（生態環境部、自然資源部、水利部、中国気象局、中国林業草原局、市場監督管理総局（国家標準化管理委員会）、工業情報化部などが職責に応じて責任を分担する。）

十一. 自然資源の節約・集約利用に関する規格の水準を引き上げる。統一的な国土空間計画技術規格の制定を加速する。自然資源の調査、登記、評価、アセスメント、モニタリングなどに関する統一的規格シリーズを構築する。土地資源の節約・集約利用、耕地資源管理の分類に関する規格の制定・改定を強化する。水資源の節約・集約利用・保護分野に関する規格の制定を強化する。鉱産資源の節約・集約技術、グリーン探査、グリーン鉱山に関する規格の開発を行う。海水の淡水化や海洋エネルギーの利用などの分野の複数の規格を制定、改定する。（自然資源部、水利部、住宅都市農村建設部、市場監督管理総局（国家標準化管理委員会）、農業農村部、工業情報化部などが職責に応じて責任を分担する。）

十二. 農村振興の標準化に向けた行動を実施する。農業の全産業チェーンにわたる安全、品質、サービス、支援に関する規格を開発し、全生産要素、チェーン全体、さまざまなレ

ベルにわたる全現代農業産業チェーンの規格体系を構築する。農村の居住環境対策・向上に関する標準化の整備を行い、農村のごみ・汚水対策、農村のトイレの建設・改造、農業・農村インフラおよび公共サービスなどの分野の規格の制定を強化し、関連する建設、運営管理、監督管理サービスに関する規格を整備する。農村ガバナンスの標準化活動を推進し、農村の治安対策分野の規格を制定、改定する。国家農業標準化実証区の建設を強化し、農業標準化地域サービス・普及推進プラットフォームを構築して、貧困脱出攻略戦の成果を確固たるものにして拡大するための標準化活動を推進する。（農業農村部、国家農村振興局、住宅都市農村建設部、市場監督管理総局（国家標準化管理委員会）が主導し、各関係部門が職責に応じて責任を分担する。）

十三. 行政管理とソーシャルガバナンスに関する規格体系を整備する。行政管理に関する規格の構築とソーシャルガバナンスの標準化に向けた行動を展開し、行政許可の適正化、行政サービスの改善、全国統合行政サービスプラットフォームの構築および管理、ビジネス環境の評価、都市・農村のコミュニティガバナンスなどの分野をめぐって規格の制定・改定を模索し実施する。行政管理および行政サービス、組織ガバナンスなどに関する標準化技術団体の設立を推進する。行政管理および行政サービス、総務サービス、コミュニティガバナンスなどの分野の標準化試行事業を展開する。（国務院弁公庁、国家発展改革委員会、民政部、国家機関事務管理局、市場監督管理総局（国家標準化管理委員会）が主導し、各関係部門が職責に応じて責任を分担する。）信用体系構築分野の国家規格の制定・改定を強化し、信用情報の相互連携、データ共有を促進する。（国家発展改革委員会が主導し、各関係部門が職責に応じて責任を分担する。）都市標準化行動を実施し、スマートシティ、都市の持続可能な発展などの重点分野の規格体系を整備し、「規格国際化イノベーション型都市」の建設を強化する。地域の協調的発展、突発的な事象への対応、基層コミュニティのガバナンスなどの分野をめぐって都市標準化試行事業を展開する。（市場監督管理総局（国家標準化管理委員会）、民政部、住宅都市農村部、工業情報化部が主導し、各関係部門が職責に応じて責任を分担する。）

十四. 公共安全の標準化による基礎構築事業を実施する。「すべての種類の災害、総合的緊急時対応」に対応した強制規格を中心とする緊急事態管理に関する規格体系を構築・整備する。社会の治安、刑事分野の法執行、テロ対策・突破事件処理、防災減災・災害救助および総合的緊急事態管理、重大な感染症の対策・処置、糧食と物資の備蓄、安全生産、消防・救援、交通・運輸、サイバーセキュリティ、建築、水資源、製品品質および特殊設備などの分野において規格の制定・改定を強化し、規格応用試行事業を展開する多くの部門、多くの地域、多くのシステムが迅速に連携する一元的で高効率な公共安全をめぐる標準化協力メカニズムの構築を推進する。（中国共産党中央サイバーセキュリティ情報化委員会弁公室、応急管理部、公安部、国家衛生健康委員会、市場監督管理総局（国家標準化管理委員会）が主導し、住宅都市農村建設部、交通運輸部、水利部、国家糧食物資備蓄局、国家鉄路局、工業情報化部などが職責に応じて責任を分担する。）

十五. 基本公共サービスに関する規格体系構築事業を実施する。基本公共サービスに関する施設の建設、設備の配備、人員の配備、サービスの管理などに関する規格の制定を加速する。基本公共サービスの標準化活動の地域発展戦略への組入れを推進し、長江デルタにおいて基本公共サービスの標準化の管理を全面的に実施し、基本公共サービスに関する規格体系を確立し整備する。基層サービス機関による規格の制定、実施、評価などの標準化・規範化を推進する。基本公共サービスに関する規格の実施・監督メカニズムを構築す

る。(市場監督管理総局(国家標準化管理委員会)、国家発展委員会、財政部が主導し、各関係部門が職責に応じて責任を分担する。)

十六. 質の高い生活に関する規格の整備を推進する。高齢者福祉および家事代行サービスに関する標準化特別行動を展開し、規格体系を整備し、標準化試行事業を行い、家事代行サービス業の質の向上と規模拡大に向けたトップランナー行動への標準化の組入れを推進する。高齢者福祉機関のサービスの安全性に関する強制国家規格の普及広報・貫徹実行と監督・検査を強化し、全国で統一された高齢者福祉機関サービス品質等級評価制度の構築を加速する。(民政部、商務部、市場監督管理総局(国家標準化管理委員会)が主導し、各関係部門が職責に応じて責任を分担する。)乳幼児や高齢者などの重点群の健康に関する規格の開発を強化し、公共衛生・健康に関する標準化の水準を引き上げる。体育、文化、旅行、ラジオ・テレビおよびオンライン視聴、文化財の保護・利用などの規格体系を整備し、レジャー・リゾート、農村旅行、民宿などに関する規格の制定と実施を推進し、文化財のデジタル化、考古学、自然災害からの文化物保護などの分野における規格の支えとけん引の役割を強化する。(国家衛生健康委員会、文化旅行部、市場監督管理総局(国家標準化管理委員会)、国家体育総局、国家広播電視総局(国家ラジオテレビ総局)、国家文物局、国家中医薬管理局などが職責に応じて責任を分担する。)

十七. 国際的な標準化活動への関与の水準を引き上げる。規格国際化躍進事業を実施し、国際規格制定への関与および転化・運用のための能力水準を引き上げ、国際標準化のための人材陣の整備を強化し、規格をめぐるより緊密で互恵・共存共栄の協力パートナー関係を発展させる。国際標準団体加盟国の責任と義務を履行し、国際標準化機関(ISO)、国際電気標準会議(IEC)、国際電気通信連合(ITU)、国際食品規格委員会(コーデックス委員会、CAC)などの国際標準化団体の戦略計画の策定と組織ガバナンスを積極的に追跡し関与する。CO₂排出量ピークアウト・カーボンニュートラル、資源の節約・集約利用、スマートシティ、食品安全、動植物衛生、デジタル経済などに関する国際規格の制定を推進し、生活・福祉、ジェンダー平等、良質な教育、文化遺産保護などに関する国際標準化活動に積極的に関与する。越境ECに関する規格を研究、制定し、デジタルファイナンス、国際貿易手続きの窓口統一などに関する規格を整備する。(市場監督管理総局(国家標準化管理委員会)が主導し、工業情報化部、国家衛生健康委員会、農業農村部、住宅都市農村建設部などが職責に応じて責任を分担する。)

十八. 国際的な標準化をめぐる協力を深める。標準化と科学技術、産業、金融をめぐる対外交渉協力を一元的に推進し、政策、規則、規格の相互連携を促す。自由貿易区の整備における規格をめぐる協力を強化し、地域の包括的経済連携(RCEP)協定の枠組みのもと、加盟国間の規格の協調・連携を推進する。BRICs(ブリックス)、APEC(アジア太平洋経済協力)などのメカニズムのもと、標準化をめぐる対話を拡大し、欧州、アフリカ、パンアメリカ、ASEAN、湾岸協力理事会(GCC)などの地域の標準化団体との交流を深め、北東アジアの標準化をめぐる協力を強化する。(国家発展改革委員会、商務部、科学技術部、市場監督管理総局(国家標準化管理委員会)、外交部、工業情報化部、中国人民銀行、住宅都市農村建設部などが職責に応じて責任を分担する。)

十九. 中国の国内規格と国際規格体系の互換性確保を促進する。国際規格の追跡および転化に関する長期活動メカニズムの構築を推進し、各分野の国際規格と国家規格の対比・分析、適応性検証を継続的に行い、先進的な適用国際規格の転化を加速する。強制国家規格の外国語版の編訳作業を強化し、国家規格の中国版と外国語版の同時立ち上げを推進す

る。業界と地方が必要に応じて規格の外国語版を制定することを奨励する。（市場監督管理総局（国家標準化管理委員会）が主導し、各関係部門が職責に応じて責任を分担する。）

二十．「**一带一路**」の**共同構築に向けた規格の相互連携を強化する**。規格をめぐる協力内容の「**一带一路**」共同建設の協力文書への組入れを推進し、規格の効果的な適合を促進する。重大プロジェクト実施と国際科学技術協力を抛りどころに、広く適用されている国際規格の導入を積極的に推進することを支援する。「**一带一路**」共同建設国規格情報プラットフォームの構築をより一層整備し、規格情報の共有と協力を推進して、中国内外の規格の相互承認を促進する。（国家发展改革委員会、科学技術部、商務部、市場監督管理総局（国家標準化管理委員会）、外交部、住宅都市農村建設部、國務院国有資産監督管理委員会、国家糧食物資備蓄局などが職責に応じて責任を分担する）標準化能力強化協力プロジェクトを積極的に開発、実施し、相互の規格の学び合い、人員の交流、経験の共有を強化する。（国家国際発展協力署、商務部、市場監督管理総局（国家標準化管理委員会）などが職責に応じて責任を分担する。）

二十一．**国内の標準化と国際的な標準化の協調的發展を促進する**。政府が主導し、企業が主体となり、企業・大学・研究機関が連携する国際標準化活動の仕組みを構築する。国家規格と国際規格の同時提起、同時開発を漸次推進し、国家規格と国際規格の転化・運用を強化する。規格の国際化に関する研究・促進機関の設立を強化する。外資系投資企業の法に基づく規格制定への関与を支援する。企業、社会団体、科学研究機関の各種国際専門標準化団体への積極的な参加を支援する。条件を備えた地域のイノベーション強化を奨励し、国際専門標準化団体の中国駐在を支援する。（市場監督管理総局（国家標準化管理委員会）が主導し、外交部、科学技術部、工業情報化部、民政部、商務部、住宅都市農村建設部、中国科学院、中国工程院、中華全国商工業連合会、中国科学技術協会などが職責に応じて責任を分担する。）

二十二．**政府の公布する規格の協調的發展を推進する**。安全生産、公安、税務などの分野で暫定的に現行モデルで管理されている強制業界規格を整理、分析し、国家規格の範囲に合致する場合は漸次、強制国規格に転化させ、かつ強制業界規格の構成の最適化を図る。

（市場監督管理総局（国家標準化管理委員会）、应急管理部、公安部、国家税務総局などが職責に応じて責任を分担する。）任意国家規格、業界規格、地方規格の改革を同時並行的に推進し、「**国家規格管理弁法**」および標準化に関する法規・制度を改正する。重大規格プロジェクトにおける制定・改定の管理、任意国家規格への団体規格の導入、規格のデジタル化などの仕組みの刷新を模索し推進する。国家規格体系改良試行事業を行い、規格の審査および再審査制度を整備する。重要基幹産業、新技術などの分野の**国家標準見本**の開発を強化する。（各関係部門が職責に応じて責任を分担する。）

二十三．**団体規格の適正化と指導を強化する**。団体規格・仕様の良質な発展に関する方針を定めて実施する。団体規格に関する優秀人材育成計画を実施し、優秀な団体標準化組織を育成し、団体規格の応用・実証を推進し、社会団体によるオリジナルで質の高い規格の制定を指導する。団体標準化における良好な行動に関する一連の**国家規格**を整備し、評価メカニズムを整備して、自己評価と自己宣言を行うことを奨励する。業界の自主規制と社会の監督を強化し、団体規格に対する**ニュースメディア**の前向きな誘導と監督の役割を十分に発揮させる。関係問題を法令に基づき処理し、社会に向けて**団体標準化組織**の違法行為と処分結果を公表する。（市場監督管理総局（国家標準化管理委員会）と民政生部が主導し、中国科学技術協会などが職責に応じて責任を分担する。）

二十四. 企業の標準化能力を向上させる。社内規格に関する自己宣言の公開および監督制度を効果的に実施し、社内規格情報に関する公共サービスプラットフォームを整備して、より多くの企業がプラットフォームを通じて自己宣言を公開するよう指導する。主要消費財、装備製造、新興産業およびサービス分野において、第三者機関による社内規格の「トップランナー」の発表を推進する。規格イノベーション型企業に関する制度を模索、確立し、企業による技術・特許・規格の連動イノベーションシステムの構築を奨励し、企業による科学研究機関や産業チェーンの川上・川下との共同での規格をめぐる協力メカニズム構築を支援し、複数の規格イノベーション型企業を育成する。ベンチマーキング基準達成のための活動メカニズムを整備し、ベンチマーキングの成果の応用を推進する。（市場監督管理総局（国家標準化管理委員会）が主導し、各関係部門が職責に応じて責任を分担する。）

二十五. 地方の標準化のイノベーション型発展を推進する。地方規格体系の構成を引き続き最適化し、規格供給の質と水準を引き上げる。省と部（日本の省庁に相当——訳注）の標準化をめぐる協力を深め、地方の標準化活動改革の奥深い発展を推進する。地域の標準化活動の模索とイノベーションの推進を加速し、京津冀（北京市・天津市・河北省）地域の協調的発展、長江経済ベルトの発展、広東・香港・マカオグレーターベイエリアの建設、長江デルタの一体的発展、黄河流域の生態系保護および質の高い発展などの国と地域の重大戦略の実施をめぐって、規格をとともに協議して使用し、規格を共同制定し、規格を協力して実施する。（市場監督管理総局（国家標準化管理委員会）が主導し、各関係部門が職責に応じて責任を分担する。）

二十六. 品質インフラに関する規格をめぐる協力を強化する。規格をけん引役として、計量、検査測定、認証・認可の融合的発展を推進し、国家品質インフラの一体的発展のための体制・仕組みを整備する。国家級品質規格実験室、国家規格検証地点の整備を推進し、国家技術規格イノベーション拠点の建設の水準を引き上げる。国家品質インフラ「ワンストップ」サービスプラットフォームを整備し、産業チェーン全体の技術的解決策の提供を強化する。（市場監督管理総局（国家標準化管理委員会）が主導し、各関係部門が職責に応じて責任を分担する。）

二十七. 規格の実施と監督を強化する。法規と政策文書の策定、ならびに認証・認可、検査検証、政府調達、入札などの活動における先進規格の積極的な活用を推進する。規格に依拠したマクロコントロール、産業推進、業界管理、市場参入許可、品質管理監督の実施を推進する。かかわる分野が広く、影響範囲の大きい強制国家規格について実施状況の統計分析報告を行う。規格の実施に関する政策措置を整備し、規格実施情報のフィードバックメカニズムを最適化し、規格の実施効果についての第三者評価を推進する。団体規格と社内規格について「2つの無作為と1つの公開（検査対象と検査委員の無作為選出、および調査結果の公開——訳注）」方式による監督と抜取検査を強化する。規格の制定と監督に関する方法と手続きを確立、整備し、規格の制定および実施状況に対する社会公衆の監督を奨励する。（各関係部門が職責に応じて責任を分担する。）

二十八. 標準化技術支援システムの構築を強化する。新産業・新業態・新モデルの発展をめぐって、標準化技術団体の設立を推進する。関連する標準化技術委員会の間の連絡体制を構築し、監督・検査と査定・評価を強化し、標準化技術委員の統合最適化と品質水準全体の向上を推進する。国家デジタル規格館を設置し、各レベルの規格館の設立・発展を促進する。全国規格情報公共サービスプラットフォームの機能を整備し、部門・業界・地

域を超えた標準化情報の交換と共有を実現する。高等教育機関、科学研究機関、標準化研究機関による標準化に関する基礎理論の研究と実戦を支援する。(各関係部門が職責に応じて責任を分担する。)

二十九. 標準化サービス業の発展を支援する。標準化サービス市場を育成し、規格の開発、実施の全過程にわたる検索・分析、検証・評価、試行・実証などのサービスを発展させる。標準化サービスの政府調達強化を奨励し、サービス提供の主体と方式の多元化を実現する。標準化サービス業の現状調査を手配、実施し、標準化サービス業の産業統計計画および評価メカニズムを研究して提起し、標準化サービス評価・統計分析報告試行事業を行う。重点産業、重点地域に向けて、企業や産業団地への標準化サービス浸透活動を行い、標準化サービス産業クラスターを育成する。(市場監督管理総局(国家標準化管理委員会)、国家発展改革委員会、科学技術部、工業情報化部、国家統計局などが職責に応じて責任を分担する。)

三十. 標準化に関する人材の教育と育成を強化する。関連専門分野において標準化に関するカリキュラムまたは教育内容の計画を立て、学歴証明書+職業技能等級証明書(1+Xの証明書)制度の実施を推進し、標準化分野における職業技能等級証明書の活用を普及させる。若干の標準化関連人材育成拠点を建設し、全国専門標準化技術委員会委員オンライン教室を整備し、各レベル・各カテゴリの標準化専門課程の整備と人材育成を強化する。標準化に関するイノベーションチームと中堅の若手リーダーを育成する。標準化に関する国家ハイエンドシンクタンクの整備を強化する。(教育部、市場監督管理総局(国家標準化管理委員会)、人的資源・社会保障部などが職責に応じて責任を分担する。)

三十一. インセンティブ政策を整備する。各地において財政状況に応じて「綱要」の重要任務の実行経費を支援する。関連規定に基づき表彰・奨励を行う。資金調達、信用、人材などに関する政策支援を強化する。商業銀行、融資担保会社による規格関連融資に対する信用補完サービス商品の開発を奨励する。(財政部、人的資源・社会保障部、中国人民銀行、中国銀行保険監督管理委員会などが職責に応じて責任を分担する。)

三十二. 督促と検査を強化する。本行動計画の活動台帳を作成し、各任務の効果的な実行を推進する。各省(自治区・直轄市)は標準化活動を政府業績評価および政府業績査定に組み入れなければならない。一部の地方を選出して標準化の発展に関する査定試行事業を行い、標準化に関する統計調査制度を整備する。国有企業の責任者の経營業績査定において、規格の制定と発表に対するインセンティブを強化しなければならない。社会組織、業界団体、専門研究機関の役割を十分に発揮させ、「綱要」の実施に関する第三者評価メカニズムの構築を模索する。(市場監督管理総局(国家標準化管理委員会)、国務院国有資産監督管理委員会、国家統計局などが職責に応じて責任を分担する。)

三十三. 周知と指導を強化する。さまざまな形式を用いて、「綱要」の実施の重大な意義、目標・任務および重要な取り組みについて大々的に周知する。標準化に関する政策の解説を適時発表し、科学の先導と典型事例報道を強化して、社会全体の標準化に向けた意識を向上させる。若干の標準化の周知普及拠点を建設し、新しいメディアツールを利用して、周知の正確性と有効性を引き上げ、規格の説明・活用・遵守を社会全体の共通の行動とする。(中国共産党中央サイバーセキュリティ情報化委員会弁公室、中国広播電視総局、市場監督管理総局(国家標準化管理委員会)などが職責に応じて責任を分担する。)

各地域の各関係部門は特に重視し、「綱要」および本行動計画の各任務の推進を重要アジェンダに組み入れなければならない。国務院標準化協調推進部際(日本の「省際」にあ

【NEDO 北京事務所仮訳】

たる) 連席会議弁公室において、統括・協調を強め、関係活動の指導、督促、検査を強化しなければならない。社会全体の共通認識を一層凝集し、標準化活動をめぐる協力を構築し、各活動の効果的な実行を促進する。